

(行政報告)

蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業の事業計画書の変更について

都市整備部

土地区画整理法第52条第1項に基づいて定める蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業の事業計画書を変更し、同法第55条第13項において準用する同条第9項により、令和6年2月15日に告示いたしました。

主な変更事項は、次のとおりでございます。

1 事業施行期間等

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 事業施行期間（終期）    | 【変更前】 令和11年3月31日 |
|                   | 【変更後】 令和22年3月31日 |
| (2) 交付金活用可能期間（終期） | 【変更前】 令和7年3月31日  |
|                   | 【変更後】 令和17年3月31日 |

2 資金計画

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 事業費総額         | 【変更前】 9,600,000 千円 |
|                   | 【変更後】 9,390,000 千円 |
| (2) 国からの交付金（都市再生） | 【変更前】 445,000 千円   |
|                   | 【変更後】 850,000 千円   |

本事業計画書の変更につきましては、同法施行令第4条で定める縦覧手続き等を省略することができる軽微な変更には該当するものですが、国及び県の確認を得る必要があることから、そのための協議を進めてまいりました。

その結果、事業施行期間につきましては、今後実施する未整備の道路工事や換地処分、清算金の交付及び徴収に係る期間を考慮し、令和21年度

までとし、国からの交付金の活用可能期間を令和16年度までとしたものでございます。

資金計画で定める事業費の総額につきましては、過年度の決算状況と残る事業費の整理を行い、2億1,000万円を減額し、93億9,000万円としたものでございます。また、令和5年3月に策定した「白岡市立地適正化計画」により、国からの交付金をより有利な条件で活用することが可能となったことから、該当する交付金の項目について、4億500万円を増額して計上したものでございます。

この度の事業計画書の変更によりまして、国からの交付金の更なる活用を図り、未整備となっている道路の整備を計画的に推進することで、事業の完了を目指してまいります。